令和４年２月 25 日招集

令和４年　　第２回

東 根 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

東 根 市 農 業 委 員 会

令和４年第２回東根市農業委員会定例総会議事録

１．令和４年第２回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

１．令和４年２月 25 日（金）　午前 10 時 00 分開会

１．出席委員は、次のとおりである。（15 名）

１番　大　江　正　好	２番　本　田　勝　彦	３番　門　脇　　功
４番　東海林　光　輝	７番　庄　子　裕　絵	８番　髙　岡　貞　雄
９番　仲　野　孝　藏	10番　石　山　一　穂	11番　吉　田　好　春
12番　岡　田　邦　弘	14番　阿　部　　昇	15番　大　内　恒　一
16番　小　野　　博	17番　岡　田　和　敏	18番　瀬野　幸　太　郎

１．議事日程

第 １　議事録署名委員の指名
第 ２　会期の決定
第 ３　諸般の報告
第 ４　報第２号　農地の転用の制限の例外確認申請について
第 ５　報第３号　農地賃貸借契約の合意解約について
第 ６　議第６号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について
第 ７　議第７号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について
第 ８　議第８号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
第 ９　議第９号　農用地利用集積計画について
第 10　議第10号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について
第 11　議第11号　令和４年度東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準について
第 12　議第12号　下限面積（別段の面積）の設定について
第 13　農地あっせん委員会の報告
第 14　農地転用委員会の報告
第 15　地区委員会の開会及び報告

１．事務局出席者は、次のとおりである。

農政主査兼係長　杉　村　兼　吾　　農地係長　松　岡　義　朗
主　任　三　坂　智江美

１．議　　長　　農業委員会会長職務代理者　　瀬　野　幸太郎

１．議事の顛末

【議長】

只今から、令和４年第２回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、５番 髙岡茂雄委員、６番 寒河江一浩委員、13 番 栗原洋幸委員、19 番 菅原繁治委員であります。

遅刻の届出ありました委員、まだ見えていない委員はおりません。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第１号によって進めてまいります。

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。

10 番 石山一穂委員、11 番 吉田好春委員、以上２名の委員を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定でありますが、お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第７項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第３、諸般の報告を行います。

第１回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第４、報第２号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第 12、議第 12 号下限面積の設定についてまでの、２報告と７案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。杉村農政主査、お願いします。

【杉村農政主査】

令和４年第２回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、ご説明いたします。

１頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は２件です。

報第２号農地の転用の制限の例外確認申請について。

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第４条第１項第８号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。２頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係。

受付番号１番、申請者住所氏名：東根市大字羽入●●●●、●●●●。
転用しようとする土地の表示、土地の所在：大字羽入字小見●●●●。地目：畑、
面積：1,599 ㎡の内 20.60 ㎡。土地の所有者：●●●●。転用の理由：農機具小屋を設置する。所要面積：農機具小屋 20.60 ㎡。
以下、受付番号２番の申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。３頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、８件であります。

報第３号農地賃貸借契約の合意解約について。

農地法第 18 条第６項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第１項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。４頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係。

受付番号７番、土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,147 ㎡。
賃貸人住所氏名：東根市若木通り四丁目●●●●、●●●●。
賃借人住所氏名：東根市神町営団大通り 66 号、株式会社鈴木農園 代表取締役 鈴木拓矢。
解約後の利用：第三者へ賃貸借であります。
以下、受付番号８番から 14 番までの７申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。５頁をお開き下さい。

今月の農地法第３条の許可申請は、20 件です。

議第６号農地法第３条第１項の規定による許可申請について。

農地法第３条第１項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。６頁をお開き下さい。

農地法第３条第１項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号５番、土地の所在：中央東三丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、
地積：320 ㎡。
譲渡人住所氏名：東根市大字泉郷●●●●、●●●●。事由：耕作不便につき売却、
経営面積：54ａ。
譲受人住所氏名：東根市大字泉郷●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大、
経営面積：308ａであります。
以下、受付番号６番から７頁の受付番号 12 番までの７申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第３条総括表、所有権移転は、記載のとおりでありますので、説明を省略させて

いただきます。８頁をお開き下さい。
　農地法第３条第１項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定。
　受付番号 13 番、土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、
現況：樹園地、地積：1,147 ㎡。
貸人住所氏名：東根市若木通り四丁目●●●●、●●●●。事由：労力不足、経営面積：165ａ。
借人住所氏名：東根市神町南二丁目●●●●、●●●●。事由：新規就農、
経営面積：０ａであります。
以下、受付番号 14 番から９頁の受付番号 21 番までの８申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。
　農地法第３条総括表、賃貸借権設定は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。10 頁をお開き下さい。
　農地法第３条第１項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定。
　受付番号 22 番、土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、
現況：樹園地、地積：1,135 ㎡ほか２筆。
貸人住所氏名：天童市大字山口●●●●、●●●●。事由：相手方の要望、
経営面積：283ａ。
借人住所氏名：東根市中央南二丁目●●●●、●●●●。
事由：新規就農、経営面積：０ａであります。
以下、受付番号 23 番から 24 番までの２申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。
　農地法第３条総括表、使用貸借権設定は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。11 頁をお開き下さい。
　今月の農地法第４条の許可申請は、１件です。
　議第７号農地法第４条第１項の規定による許可申請について。
　農地法第４条第１項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。12 頁をお開き下さい。
　農地法第４条第１項の規定による、許可申請関係。
　受付番号２番、土地の所在：本丸東●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、
地積：232 ㎡。
申請人住所氏名：東根市本丸東●●●●、●●●●。職業：農業。
転用後の主要目的：既存建物、新設カーポート、新設駐車場、新設雪捨場、通路他で、
所要面積計が 774.96 ㎡。備考として、併用地有。

農地法第４条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。13 頁をお開き下さい。

今月の農地法第５条の許可申請は、２件です。

議第８号農地法第５条第１項の規定による許可申請について。

農地法第５条第１項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。14 頁をお開き下さい。

農地法第５条第１項の規定による許可申請関係。

受付番号６番、土地の所在：中央南二丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積 244 ㎡。

譲渡人住所氏名：東根市六田一丁目●●●●、●●●●。職業：無職。

譲受人住所氏名：東根市神町北二丁目●●●●、●●●●、職業：会社員。

●●●●、職業：公務員。

転用後の主要目的：居宅、駐車場、通路他で、所要面積計が 244 ㎡。備考として、所有権移転があります。

以下、受付番号７番は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第５条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。15 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、例外確認申請、農地法第４条及び農地法第５条の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にしていただきたいと思います。16 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、54 計画です。

議第９号農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。17 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号９番、土地の所在：大字泉郷元沢渡字新南原●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,590 ㎡。

売人住所氏名：東根市大字泉郷乙●●●●、●●●●。

買人住所氏名：東根市大字泉郷乙●●●●、●●●●。

利用目的：樹園地として利用。移転時期：令和４年２月 25 日。対価、総額：400,000 円。支払い方法：口座。支払期限：令和４年３月 16 日、引き渡し時期：令和４年３月 17 日。買人の耕作面積は 225ａであります。

以下、受付番号 10 番から 12 番までの３申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、所有権移転は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。18 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 30 番、土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：3,788 ㎡ほか１筆。

貸人住所氏名：東根市大字長瀞●●●●、●●●●。

借人住所氏名：村山市楯岡新町二丁目●●●●、●●●●。

種類：賃貸借権設定。利用目的：水田として利用。始期：令和４年２月 25 日、終期：令和 14 年２月 24 日。賃借料：10ａあたり 3,168 円、10ａあたり 4,237 円。10 年新規、借り人の耕作面積は 121ａであります。

以下、受付番号 31 番から 25 頁の受付番号 79 番までの 49 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、賃貸借権設定は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。26 頁をお開き下さい。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画案件は６計画であります。

議第 10 号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第２項の規定に基づく、農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。27 頁をお開き願います。

受付番号１番、土地の所在：大字荷口字大縄●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：853 ㎡。

貸人住所氏名：東根市神町中央一丁目●●●●、●●●●。

借人住所氏名：山形市大字大森●●●●、●●●●。種類：賃貸借権設定機構。

始期：令和４年２月 25 日、終期：令和 14 年２月 29 日。賃借料：10ａあたり 10,000 円。

以下、受付番号２番から６番までの５申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、賃貸借権設定機構は記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。28 頁をお開き下さい。

議第 11 号令和４年度東根市農作業賃金、機械利用料金協定標準について。

令和４年度東根市農作業賃金、機械利用料金協定標準については、令和４年２月９日付けで、東根市農作業賃金、機械利用料金標準策定協議会へ諮問し、別紙のとおり答申がありましたので、本会の議決を求めるものであります。29 頁をお開き下さい。

２月９日に開催された、東根市農作業賃金、機械利用料金協定標準策定協議会からの答申文であります。30 頁をお開き下さい。

答申されました令和４年度東根市農作業賃金、機械利用料金協定標準（案）となります。表は左から、作業名、単価、令和４年度（案）、令和３年度、摘要の順に掲載をしており、上段の表が農作業賃金、下段の表が機械利用料金となっており、令和４年度の金額をこの度提案するものであります。

なお、各作業名及び金額等については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。31 頁をお開き下さい。

議第 12 号下限面積（別段の面積）の設定について。

「農業委員会の適正な事務実施について」（平成 22 年 12 月 22 日付け 22 経営第 5333 号農林水産省経営局長通知）により、毎年、下限面積（別段の面積）の設定または修正の必要性について審議することとなっているため、令和４年度の下限面積（別段の面積）の設定について、別紙のとおり本会において決定するものであります。32 頁をお開き下さい。

下限面積（別段の面積）の設定について。

（１）農地法施行規則第 17 条第２項の適用について。

方針として、設定区域は東根市全域、下限面積 30ａとし、変更は行わないこと、50ａを 30ａにする理由は、新規就農の促進、並びに、耕作放棄地解消・防止を図るためであります。

以上で、報告案件２件と、議案７件の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 13、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。９番、仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

【９番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、９番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を２月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第３条による所有権移転の許可申請８件、賃貸借権設定の許可申請９件、使用貸借権設定の許可申請３件、合計 20 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る２月 15 日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号５番から８番及び、10 番から 12 番までの申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号９番の申請事由は、部分受贈による新規就農となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 13 番、14 番及び 17 番から 21 番までの申請事由は、新規就農となります。

受付番号 15 番及び 16 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 22 番、23 番及び 24 番の申請事由は、新規就農となります。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農希望者である●●●●氏、他４名への聴取も行われ、協議の結果、この度の農地法第３条申請についての許可と市内農地のあっせんを進めていく事について合意されました。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしております。

以上のことから、今月の案件はすべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましてもよろしくお願いいたします。

【議長】

次に、日程第 14、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

２番、本田勝彦農地転用委員会委員長。

【２番本田勝彦農地転用委員会委員長】

はい、２番本田です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を２月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第４条による許可申請１件、農地法第５条による許可申請２件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る２月 15 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第４条についての農地区分、及び、立地基準の判断でありますが、受付番号２番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、駐車場を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第２の１の(１)のエの(ア)ｂ（ｃ)」に該当。

次に、農地法第５条についての農地区分、及び、立地基準の判断でありますが、受付番号６番及び７番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域

にあるため、第三種農地となりますが、受付番号６番は一般住宅を、受付番号７番は店舗を整備するものであります。
農地区分(第三種農地)「第２の１の(１)のエの(ア)ｂ（ｃ)」に該当。
以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。
以上が、農地転用委員会の報告であります。
つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。
【議長】
以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。
これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。３番、門脇 功委員。
【３番門脇 功委員】
はい、３番門脇です。２点お伺いします。
まず、１点目ですが、議案書９頁の受付番号 19 番から 21 番について、新規就農ということで、このたび約 85ａ賃貸借するようですが、これは家族で農業をされるのでしょうか。
【議長】
只今の門脇委員からの１つ目の質問について、事務局より答弁願います。
【事務局 松岡係長】
はい。当初計画では、本人・夫・義姉の家族３名で農業をすると聞いております。
【議長】
事務局より説明がありましたが、門脇委員よろしいですか。
【３番門脇 功委員】
はい、わかりました。では、２点目の質問ですが、議案書 10 頁の受付番号 22 番から 24 番については、約 280ａ近くあるのですが、法人でやるのでしょうか。
【議長】
只今の門脇委員からの２つ目の質問について、事務局より答弁願います。
【事務局 松岡係長】
はい。法人化ではなく、まずは個人でやる予定と聞いております。ただ、本人だけでは難しいのではないかということで、あっせん委員会の聴取の中では、誰かを雇ったりいろんな所を頼って手伝ってもらったりしながら頑張ってほしいと指導はしております。
【議長】
事務局より説明ありましたが、門脇委員よろしいですか。
【３番門脇 功委員】
はい、わかりました。

【議長】
ほかに何かご質問ありませんか。質疑もないようですから終結いたします。
次に、日程第15、地区委員会の開会及び報告についてでありますが、お諮りいたします。
ただいまから、15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。
それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。
なお、議第９号農用地利用集積計画について、４番東海林光輝委員、及び10番石山一穂委員が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。
それでは15分をめどに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

（地区委員会及び休憩）

【議長】
休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。
【８番 髙岡貞雄委員】
８番髙岡です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。
地区委員会において慎重に審議した結果、議第６号については、経営規模拡大および新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。
議第７号および第８号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。
議第９号については、水田および樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。
議第11号については、東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準策定協議会より答申ありました内容を審議しましたところ、答申どおり決定することの意見の一致をみました。
議第12号については、農地の保有および利用の現況、遊休農地の状況などから、別段の

面積を 30ａに設定することに意見の一致をみました。
本総会におきましても、よろしくお願いいたします。
【議長】
次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。
【16 番 小野 博委員】
16 番小野です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。
地区委員会において慎重に審議した結果、議第６号については、経営規模拡大および新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。
議第９号については、水田、畑および樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。
議第 11 号については、東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準策定協議会より答申ありました内容を審議しましたところ、答申どおり決定することの意見の一致をみました。
議第 12 号については、農地の保有および利用の現況、遊休農地の状況などから、別段の面積を 30ａに設定することに意見の一致をみました。
本総会におきましても、よろしくお願いいたします。
【議長】
次に、大富・小田島・長瀞地区委員会の報告をお願いいたします。
【15 番 大内恒一委員】
15 番大内です。大富、小田島、長瀞地区に関係ある案件のみ報告します。
地区委員会において慎重に審議した結果、議第６号については、経営規模拡大および新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。
議第９号については、水田、畑および樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。
議第 10 号については、地域の中心となる担い手等に貸与するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。
議第 11 号については、東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準策定協議会より答申ありました内容を審議しましたところ、答申どおり決定することの意見の一致をみました。
議第 12 号については、農地の保有および利用の現況、遊休農地の状況などから、別段の面積を 30ａに設定することに意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第２号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び、報第３号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、始めに議第６号農地法第３条第１項の規定による許可申請について、議第７号農地法第４条第１項の規定による許可申請について、議第８号農地法第５条第１項の規定による許可申請について、以上、３案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第６号から議第８号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、及び、許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手多数と認めます。

議第６号から議第８号については、許可すること、及び、許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第９号農用地利用集積計画について採決いたしますが、その前に、４番東海林光輝委員、及び10番石山一穂委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第９号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手多数と認めます。

議第９号については、決定することに決しました。

４番東海林光輝委員、及び10番石山一穂委員の復席を求めます。

４番東海林光輝委員、及び10番石山一穂委員に申し上げます。

ただいま、議第９号については決定することに決しましたので報告いたします。
　次に、議第 10 号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について、議第 11 号令和４年度東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準について、議第 12 号下限面積の設定について、以上３案件について一括して採決いたします。
お諮りいたします。
議第 10 号から議第 12 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手多数と認めます。
議第 10 号から議第 12 号については、決定することに決しました。
　以上で、日程の全部を終了いたします。
　これをもちまして、令和４年第２回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前 10 時 40 分　閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議　　長

議事録署名委員

議事録署名委員